

基本方針の変更について

国土交通省港湾局

基本方針」とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

国の港湾行政指針
(港湾法3条の2第1項)

港湾計画の適合基準
(港湾法3条の3第6項)

基本方針に定める事項 (港湾法3条の2第2項)

- .港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- .港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- .開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- .港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- .経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

→ 平成12年港湾法改正により追加

基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定
昭和49年 基本方針告示（ ～ 章構成）
港湾法改正を受けての初めての基本方針策定

昭和60年 長期政策「21世紀への港湾」
昭和62年 基本方針告示（ ～ 章構成）
総合的港湾空間の形成、外国貿易機能の配置論の具体化（東京湾、伊勢湾、大阪湾への整備）

平成7年 長期政策「大交流時代を支える港湾」
平成8年 基本方針告示（ ～ 章構成）
国際海上ネットワーク機能の強化（中枢・中核国際港湾）

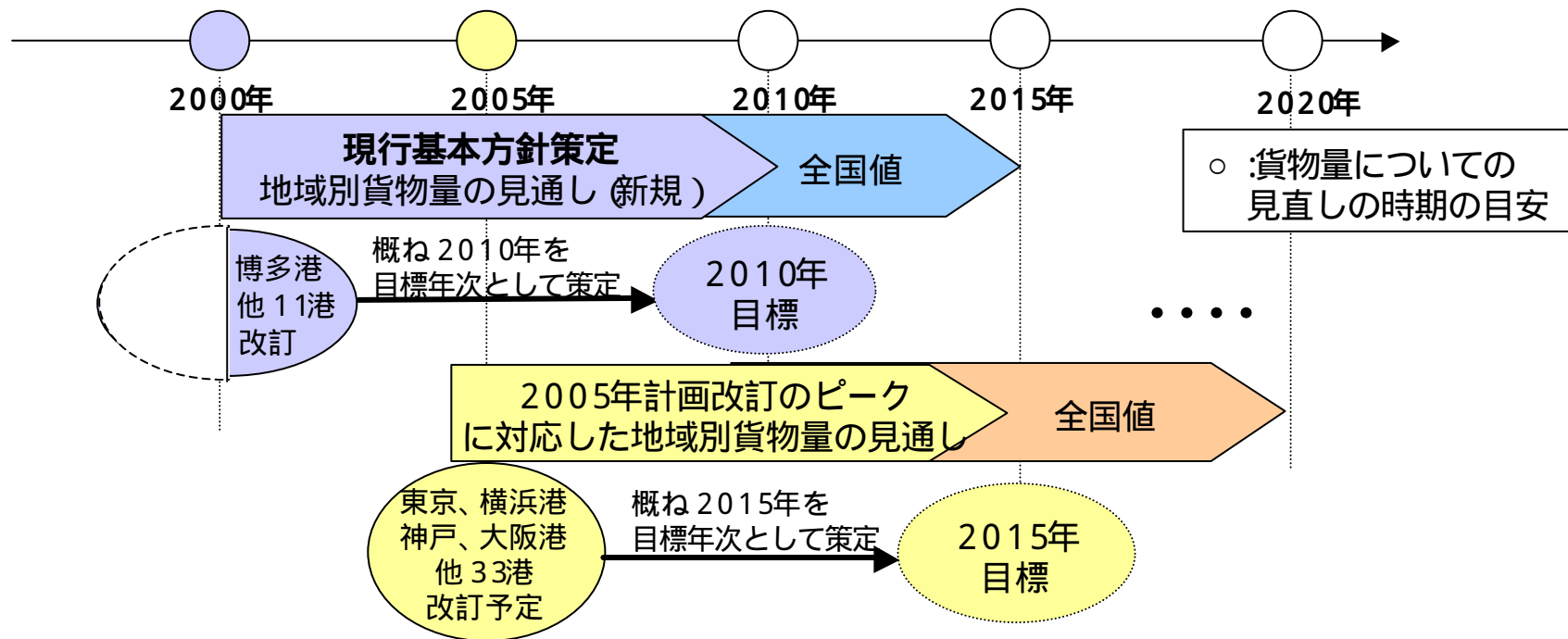
平成11年 港湾審議会答申「経済・社会の変化に対応した港湾の管理・運営のあり方」
平成12年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「環境保全」、「港湾間の連携」を追加
平成12年 基本方針告示（ ～ 章構成）
中枢・中核国際港湾、その他の港湾等のコンテナ貨物量等の見通しを明示

平成14年 交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」

基本方針の変更の必要性

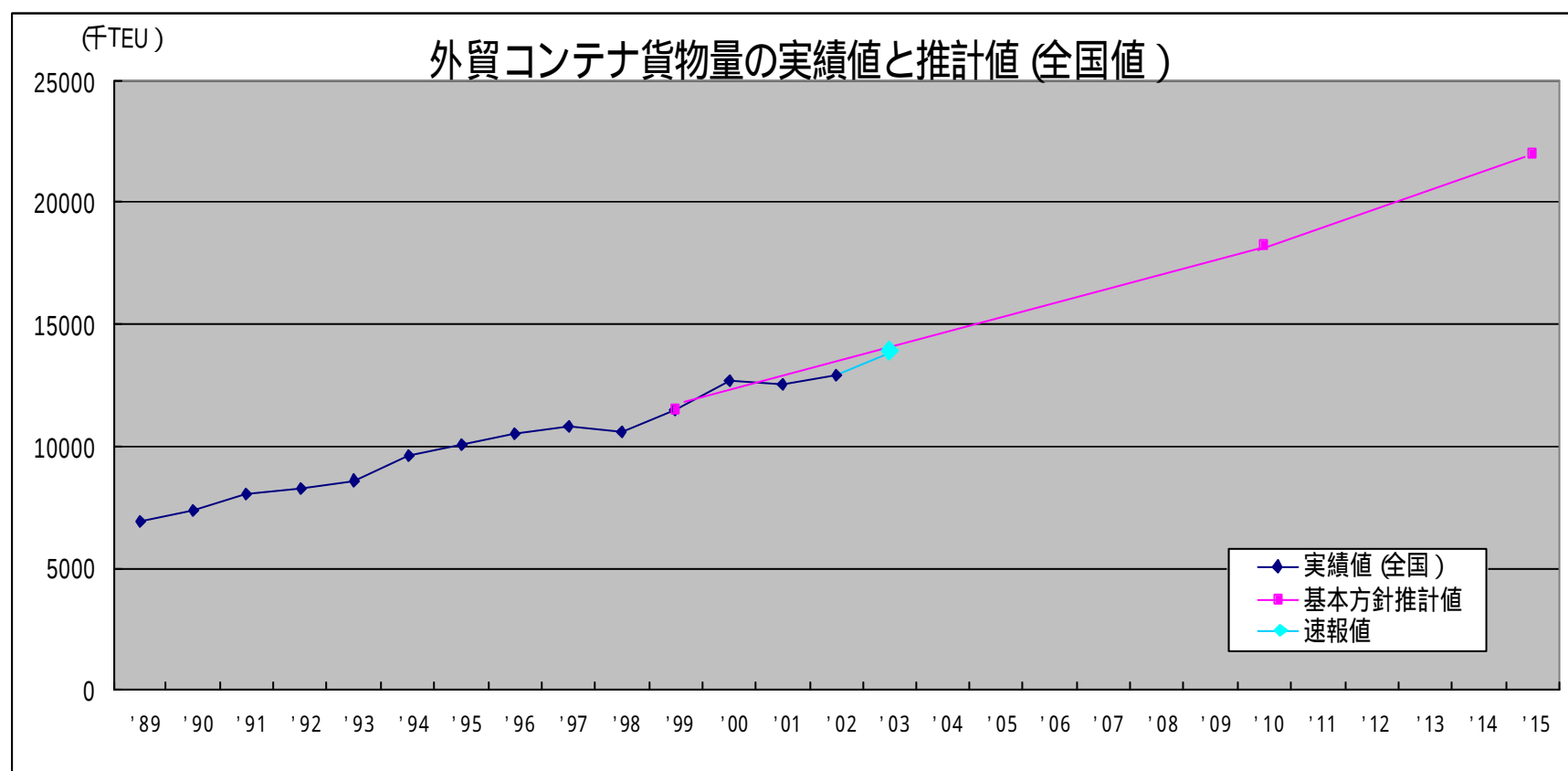
～ 将来貨物量の見通しを示す必要性～

- 現在の基本方針は、2000年に概ね15年先の将来を見通して策定されたものである。
- 基本方針では、効率的な物流体系の構築等を実現していくため外貿コンテナ貨物及び内貿ユニットロード貨物について、2010年及び2015年の全国の貨物量の見通しを示している。更に外貿コンテナ貨物量については、2010年の中枢国際港湾毎等の貨物量の見通しも示している。
- 2005年度には、東京湾、大阪湾をはじめとした約40の港湾において概ね2015年を目標年次とした港湾計画の改訂時期を迎えることから、これらの港湾計画の周期的な改訂スケジュールに併せて、概ね5年毎に主に貨物量を中心とした点検及び見直しを行うこととしている。また、経済・社会状況が大きく変化した場合には、同時に大幅な見直しを図る。



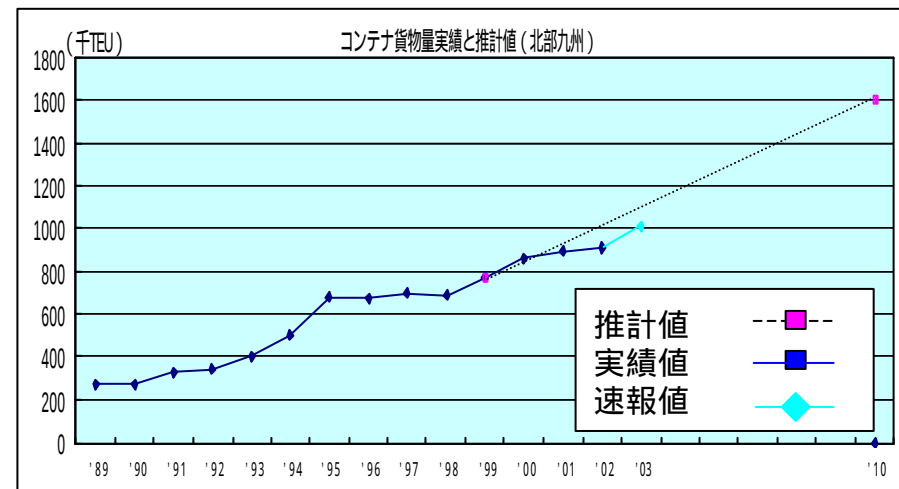
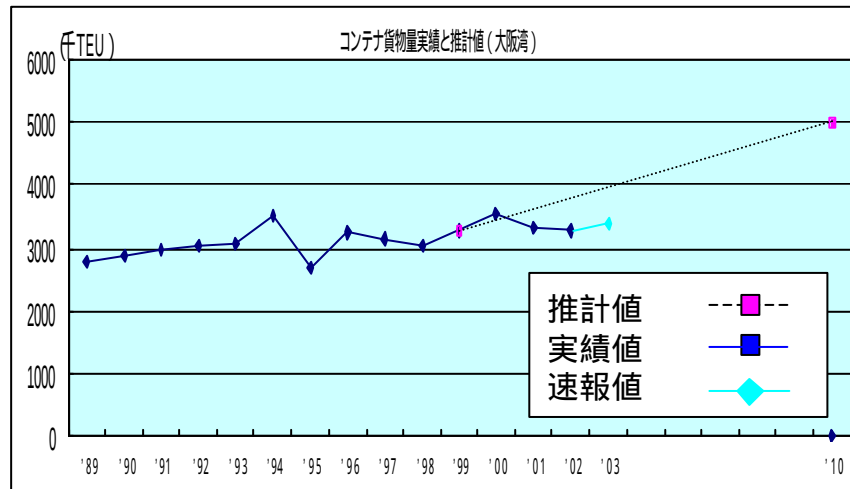
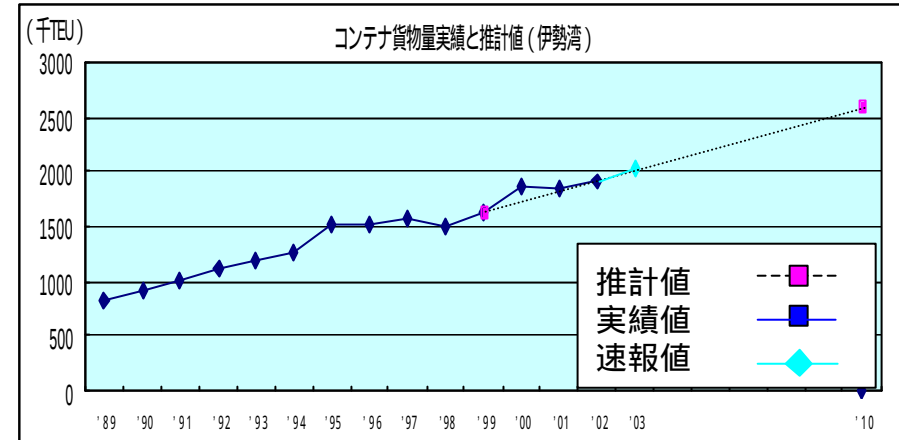
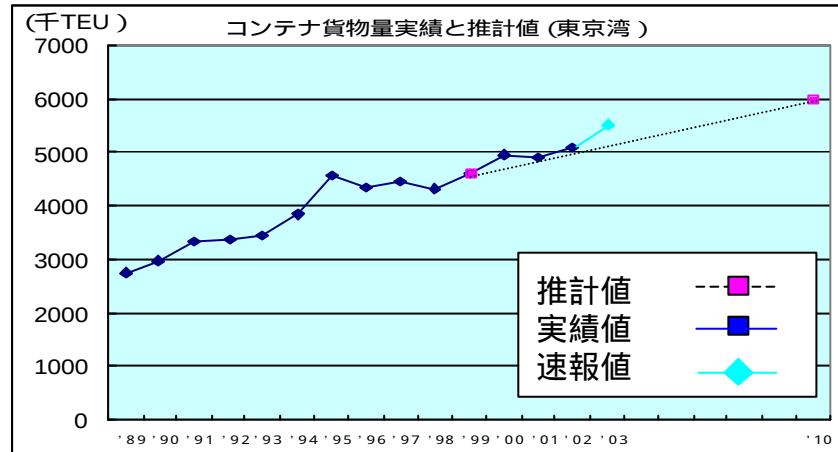
貨物量の見通しの見直しの必要性について (外貿コンテナ)

全国の外貿コンテナ貨物量については、概ね推計値の傾向に沿って実績値が推移している。なお、地域毎に実績値と推計値を確認すると、大阪湾等において推計値の傾向から乖離し、下回る傾向が見られる。その一方でその他の港湾等における取扱い実績が推計値を上回っている。こうしたことから、地域別のコンテナ推計については経済・社会状況の変化を踏まえ適宜見直す必要がある。



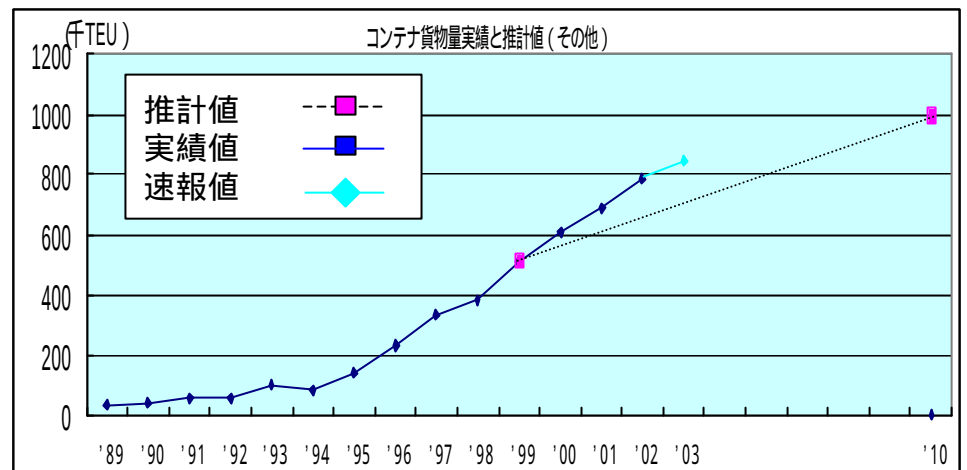
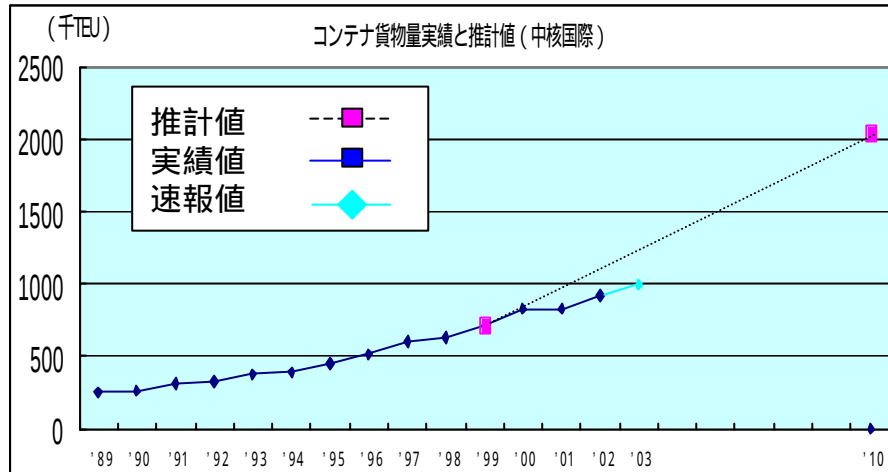
‘03のデータは推計値

中枢国際港湾



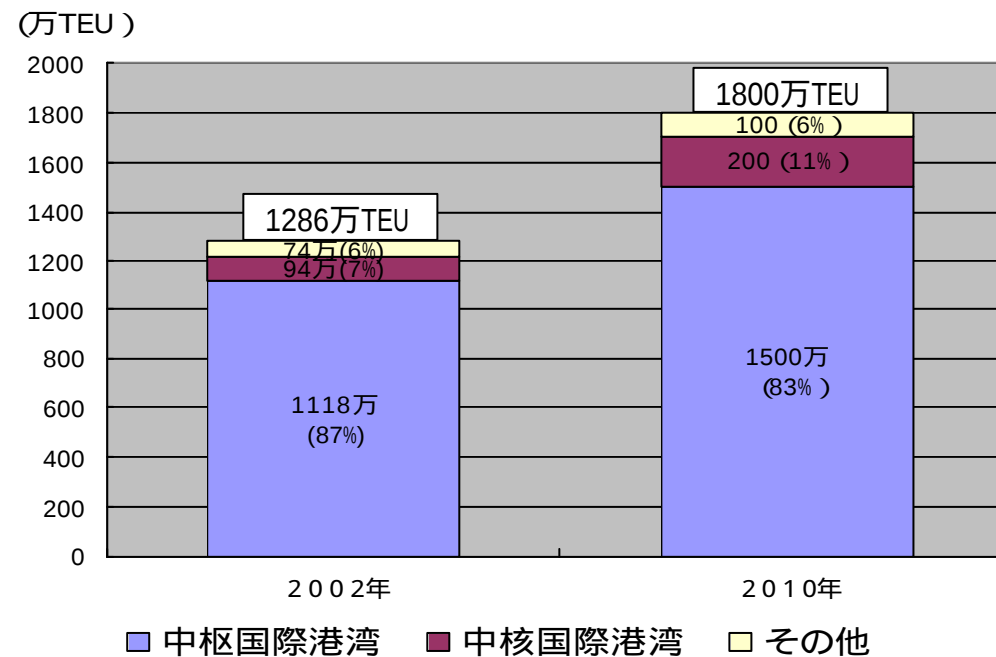
‘03のデータは推計値

中核国際・その他の港湾



‘03のデータは推計値

国際海上コンテナ取扱貨物量



国際海上コンテナ貨物の動向

～ 注目すべき視点～

水平分業の進展

東アジア地域の経済発展 生産拠点化、域内内需拡大

東アジア地域の国際分業の進展 工程間分業、製品間分業

我が国企業の海外展開

逆輸入投資

現地市場拡大投資

直接投資の増加

対東アジア貿易の比重増

消費財 (製品) の輸入増加
(例: 繊維、電気機械等)

資本財・部品の輸出増加
(例: 電気機械等)

コンテナ化率の進展

従来一般バラ貨物輸送で輸送していた貨物のコンテナ化

コンテナ化率の増加

飼料 1988年 32%
2002年 65%

木材 (製材含む) 1988年 8%
2002年 28%
貿易統計より作成

国際海上コンテナ貨物需要予測のフロー

貿易モデル (我が国全体の貨物量を予測)

○ 社会経済フレーム

GDP成長率：「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月閣議決定）
「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」
（平成16年1月19日閣議決定）等
人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」等

○ 対象地域（16地域・国）

日本、アメリカ合衆国、カナダ、韓国、台湾、中国、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア、オーストラリア、英国、仏国、独国、その他地域

○ 非競争型モデル

・農水産品やエネルギー需要等に関する品目を対象
関連経済指標との相関
過去数年の平均値等トレンド推計

○ 競争型モデル

・各国間の価格競争により貿易額が決定される品目を対象
・対象国の将来の経済状況等から品目毎の最終需要を求め、品目毎の各国間の価格競争力から貿易量を推計

○ トランシップモデル

日本を発着地としない東アジアと北米間のコンテナ貨物流動について、各国国際港湾の利用料金、就航航路等から我が国の将来トランシップ貨物量を推計

対象国・地域間貿易状況推計

輸出入コンテナ個数推計

1. 重量金額換算率
2. 価格・数量(トン)換算率
3. コンテナ化率・トン/TEU
4. 空コンテナ比率

港湾選択モデル (我が国の港湾別の貨物量を予測)

背後圏のコンテナ発生集中状況、コンテナ積み取り個数による航路の成立性を勘案しつつ貨物の生産消費地間の輸送コスト(陸上コスト、港湾コスト、海上コスト、時間コスト)を国全体として最小化する港湾・ルートを選択し、港湾別のコンテナ取扱い量を推計

基本方針の主な変更の方針（案）

新規施策の追加
記載内容の拡充

背景

○ 我が国港湾の国際競争力向上への要請の高まり

○ 水平分業の進展に伴うアジア貿易拡大
○ 地域経済、産業の低迷

○ 循環型社会の形成に向けた取組み
○ 循環資源の輸出増加傾向

○ 「みなとのパブリックアクセスの向上」政策レビューの実施
○ 景観法整備等景観への関心の高まり
○ 個性あるみなとまちづくりへの要請

○ 東南海・南海地震等大規模地震の切迫性

○ 国際海上輸送システムの信頼性、安全性、向上への要請高まり
○ SOLAS条約改正内容を担保する法整備

○ 財政制約への対応
○ ライフサイクルを考慮した施設整備
○ 既設港湾施設の更新需要の増大

基本方針での対応

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

港湾コストの低減とリードタイムの短縮及びターミナルの統合・大規模化
内航フィーダーによる中枢国際港湾と地域の港湾との連携強化

地域の経済・産業の活性化

産業、生活基盤を支える安定的かつ低廉な輸送のための拠点形成
既存の老朽化した施設の機能更新と集約化
対アジアとの水平分業、コンテナ化の進展によって増加する地域を発着地とするコンテナ貨物への適切な対応

港湾を核とした静脈物流システムの構築

リサイクルポートの形成
国際静脈物流システムの構築

港湾におけるパブリックアクセスの向上及び良好な景観形成

港のパブリックアクセス向上への取組み
港湾における景観形成の計画的な取組み
みなとまちづくりの推進

港湾の大規模地震対策の拡充

防波堤の計画にあたっての津波に対する被害軽減効果を考慮
被害軽減等に資する情報伝達手段の確保等のソフト対策
耐震強化岸壁の適正な配置
首都圏等における基幹的広域防災拠点の整備

港湾保安対策等の推進

港湾における海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づく保安対策の推進
関係機関との連携強化による水際線対策の徹底

港湾施設の適正な維持管理と計画的な更新

港湾施設の定期的な点検等適切な維持管理
更新投資への適切な対応と既存施設の有効活用

基本方針変更のスケジュール

答申・告示までの主な予定

平成16年	3月	交通政策審議会（諮問） 港湾分科会（付託）
	5月	港湾分科会（基本方針素案審議）
	5月～	関係省庁、港湾管理者調整
	7月	港湾分科会（基本方針案審議） 交通政策審議会（答申）
	8月	基本方針変更告示